

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
女性活躍環境整備推進事業	中小企業者等が女性の活躍を推進する環境を整備するための事業を行ったとき	事業費の100分の50以内 200万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(女性活躍環境整備推進事業に対する補助)

第14条の2 市長は、中小企業者等が女性の活躍を推進する環境を整備するための事業を行ったときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、200万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(女性活躍環境整備推進事業の範囲等)

第14条の2 条例第14条の2第1項に規定する女性の活躍を推進する環境を整備するための事業は、事業所内において市長が別に定める設備等を新たに設置する事業とする。

2 条例第14条の2第2項に規定する市長が必要と認める額は、設置工事、電気設備工事、給排水設備工事等に要した経費とする。

補助対象事業

女性従業員が働きやすい環境を整えるため、以下に定める設備を事業所内に新たに設置すること。

- ・ 託児施設
- ・ 女性専用更衣室
- ・ 女性専用トイレ
- ・ その他特に市長が認めた設備

申請の時期

- ・ 設置工事終了後もしくは工事費等支払後

補助対象要件・詳細

- ・ 中小企業者及び中小企業団体
- ・ 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・ 市税の滞納がないこと（法人、代表者）
- ・ 市内において1年以上継続して事業を行っていること。

提出書類

- ・ 中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・ 法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・ 定款又は規約（コピー）
- ・ 納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）
- ・ 契約書、工事図面の写しなど工事の概要がわかるもの
- ・ 見積書等費用の内訳が確認できるもの
- ・ 請求書、領収書等費用の支払いが確認できるもの
- ・ 改装前、改装後の写真（データ可、要：定点からの写真撮影、改修箇所は全て確認可能な撮影をお願いします。）